

別紙 24 飲料水兼用耐震性貯水槽

飲料水兼用耐震性貯水槽は以下に従い整備すること。

○設置位置

敷地南西の都市計画道路（予定）の配水管口径φ200mmから接続すること。
「別紙 6 周辺インフラ 水道」を参照のこと。

○完了時期

都市計画道路（予定）の舗装工事に合わせ、道路工事区域内に設置される部分については、平成 20 年 9 月末日までに工事を完了すること。

○要求水準

- ・災害時には、器具などを用いてろ過をすることなく速やかに消火用、医療用及び飲料用水として利用可能な水 60m³以上を確保すること。
- ・災害時には、医療用及び飲料用水として速やかに貯水槽から供給できるよう必要な資機材等を備え、収納施設を確保すること。
- ・設置に当たり、法令遵守、市関係課との調整を十分行うこと。
- ・その他、以下の基準等に従うこと。
 - ・ 「耐震性貯水槽の技術指針」（平成 13 年 3 月 総務省消防庁）
 - ・ 「水道施設設計指針」（2000 年版 日本水道協会）
 - ・ 「水道施設耐震工法指針・解説」（1997 年版 日本水道協会）
 - ・ 「管工事標準仕様書」（平成 17 年改訂版 豊橋市上下水道局）閲覧可能
 - ・ 「消防防災施設整備費補助金交付要綱」（平成 14 年 4 月 1 日消防消第 69 号）

○設計協議及び工事監督

施工に当たっては、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者に設計協議をし、水道法第 12 条に基づく工事監督業務を委託すること。なお、選定事業者は設計協議及び工事監督に係る事務費用として 1,050 千円（税込）を支払うこと。